

人事院契約監視委員会 第21回会議 議事概要

○ 開催日時

平成30年6月27日（水） 14:15～15:15

○ 場 所

人事院本院（中央合同庁舎第5号館別館）第二特別会議室

○ 人事院契約監視委員会（敬称略）

委員長 田邊國昭（東京大学大学院法学政治学研究科
東京大学公共政策大学院教授）
委 員 工藤裕子（中央大学法学部教授）
小林 覚（エスペランサ法律事務所弁護士）

○ 議事概要

1 平成29年度下半期に人事院が締結した契約の審査

(1) 平成29年度下半期の契約案件に係る概況の報告

事務局から、平成29年度下半期の契約案件に関し、一般競争契約（16件）、競争性のある随意契約（企画競争・公募）（3件）、競争性のない随意契約（7件）について内訳並びに入札その他の契約手続の概況等が報告され、特に意見や質問はなく、報告は了承された。

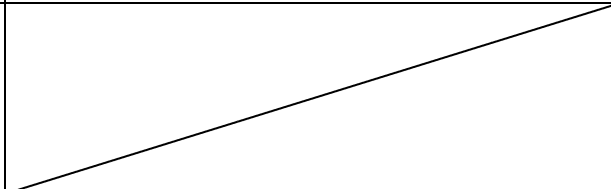
(2) 個別契約案件の審査

契約案件の中から委員長提案に基づき①及び②の2件を対象として取り上げることが決定され、これら2件について、契約の内容、手続等に関する事務局及び各調達原課の説明を聴取し、概要記載のような質疑を経て、委員会の結論として特に問題ないとして了承された。

なお、委員会からの意見具申及び勧告は特になかった。

〔随意契約（公募：応札者なし）〕

- ① 契約件名：平成29年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度（教養区分））（第2次試験）に使用する試験会場
契約相手方：株式会社ティーケーピー
契約金額：2,238,914円
契約日：平成29年11月13日
担当部局：試験課

委員の意見・質問	担当部局の回答・説明
<ul style="list-style-type: none"> 過去も同会場を選定しているが、この会場以外に候補となる会場があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関の庁舎においてすべての試験を実施できれば利便性や経費面で最適であることは承知しているが、必要な部屋数を一括して庁舎で確保することは現実として難しい状況。関東地域では3会場に分けて実施し、うち2会場については行政機関の施設を確保できているが、民間施設も借りなければ実施できないのが現状。利便性等を考慮し、一定数の部屋を確保するには、当施設が最適であるため選定している。
<ul style="list-style-type: none"> 公募の期間を前倒しして、長く募集をかければ応募があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要とする会場数は、合格者数等を考慮し決定することとなる。早めに公募を行うことは難しい。 民間の貸会議室は、常に予約が入っていることが多く、自ら応募してくる企業などいないのが現状である。
<ul style="list-style-type: none"> 試験の場合、公募してから会場を押さえるのは仮に押さえられなかった場合のリスクが高いのではないかと感じる。 	

(結論) 委員会の意見としては特に問題なしとする。

〔1者応札〕

- ② 契約件名 : 人事院ホームページ等のシステムに関する政府共通プラットフォーム移行及びリニューアルに伴う運用マニュアル等作成業務

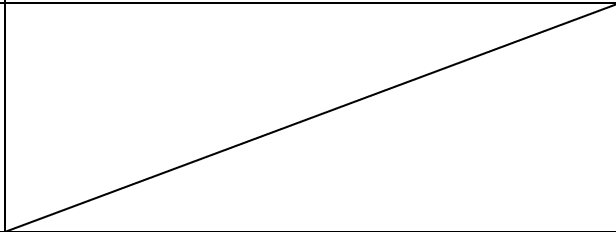
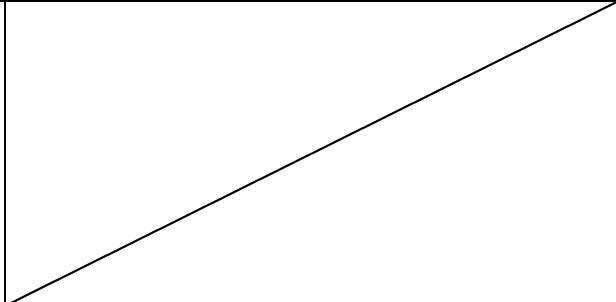
契約相手方 : 日本システム株式会社

契約金額 : 3,078,000 円

契約日 : 平成30年3月1日

担当部局 : 総務課

委員の意見・質問	担当部局の回答・説明
<ul style="list-style-type: none"> 入札に参加する意思があったのに知見がなくて応札できないというのはどういうことか。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札説明書を手し、仕様を見た上で業者が入札に参加するかを判断することとなるが、今回は、政府共通プラットフォームが提供するCMSを導入することとされているため、指定されたCMSに知見がない業者もあった。

<ul style="list-style-type: none"> 他の府省でも同時期に本件の調達が行われているということはないのか。 	<p>政府共通プラットフォームの移行は各府省が独自に行っている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> どの府省にも言えることかもしれないが、中小企業からは年度末に入札が集中しないようもう少し早い時期に公告を行ってほしいという意見もある。 	
<ul style="list-style-type: none"> 大企業にとっては費用対効果を考えると契約金額が低く、中小企業は技術的に対応できないということから応札が得られないという案件である。調達時期も1者応札の要因の一つではないか。 	

(結論) 委員会の意見としては特に問題なしとするが、1者応札解消のためにも調達内容だけでなく、入札公告を行う時期も考えていただきたい。

2 「平成29年度人事院調達改善計画」の自己評価結果

事務局から第18回契約監視委員会です承された「平成29年度人事院調達改善計画」の達成状況に関する自己評価結果^(※)について説明し、了承された。

(※) 人事院ホームページ「平成29年度調達改善計画の自己評価結果」に掲載

以 上